

# 若者の農業参入等に関する課題について

令和3年4月

**農林水産省**

経営局

# 1 規制改革実施計画における記載内容

## 規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）

### 5. 農林水産分野

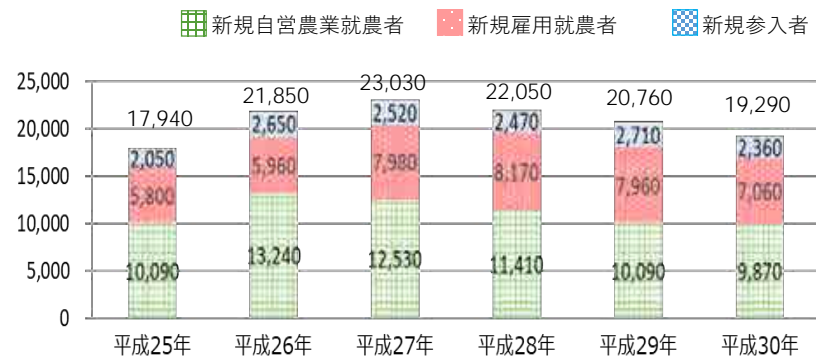
#### (2) 若者の農業参入等に関する課題について

- a 市町村、農地中間管理機構や農業委員会等が連携し、地域の実情に応じ、49歳以下の新規就農者のうち農地の確保を支援すべき者を特定し、その者に優先的に農地を斡旋するなど、若者の新規就農者に対して積極的に農地の確保を支援する措置を講じ、成果を検証することにより、新規就農者をより増加させる。
  
- e 農業次世代人材投資事業及び農の雇用事業を活用した新規就農者の就農継続状況について、毎年、都道府県ごとに調査、公開し、新規就農支援制度の効果について検証を行うとともに、新規就農者全体の就農継続状況を把握するための手法を検討、確立する。

## 2 新規就農者の農地の確保（実施計画5（2）a 関係①）

- **農業従事者の高齢化と急激な減少**が進む中、農業の持続的な発展を図るためには、将来の地域農業を担う**若い就農者の確保・育成**が不可欠。
- 新規就農に当たっては、農地や資金の確保、技術の習得、地域が営農を支える体制の整備等への対応が重要。

### 49歳以下の新規就農者数の推移



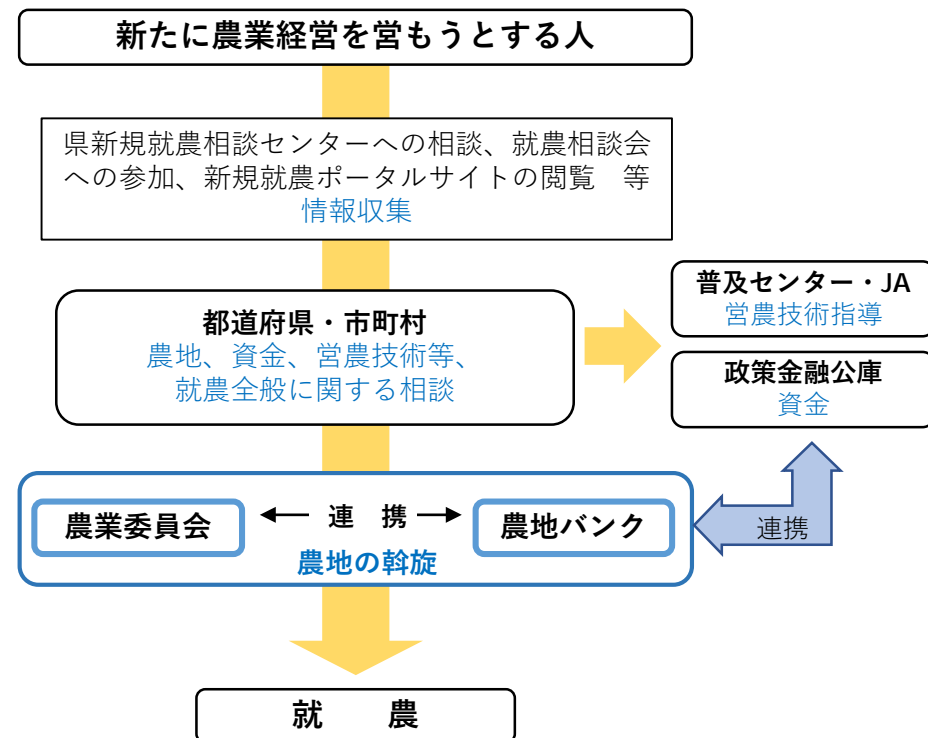
資料：農林水産省「新規就農者調査」

### 新規就農者の経営開始時の課題

農地の確保	資金の確保	営農技術習得	住宅の確保	相談窓口さがし	地域の選択
<b>71.6%</b>	71.2%	54.0%	25.5%	17.5%	17.0%

資料：新規就農者の就農実態に関する調査結果（平成29年3月全国新規就農支援センター）  
 数値は、非農家出身の新規就農者に対する調査の結果。

### 新規就農に係る仕組み



## 2 新規就農者の農地の確保（実施計画5（2）a 関係②）

- 将来の地域農業を担う新規就農者の確保に向けて、地域で関係機関が連携して就農農地の確保を支援する取組を促進すべく、令和2年7月、農地バンク・都道府県・農業委員会・市町村等に対して、
- ・ 認定新規就農者が農地集積を進める「担い手」の一類型であり、貸付先の決定の際、農地の貸付けに配慮すること
  - ・ 農地バンクと関係機関が連携して新規就農者の農地確保を支援すること（特に、あらかじめ新規就農者へ優先して貸し付けるための一団の農地を用意する取組を推進することや、中間的に保有する農地を活用して新規就農者に研修を行う場合、研修終了後に当該農地の貸付けに配慮すること）
- 等を盛り込んだ通知を发出。

### 改正農地中間管理事業法を踏まえた農地の利用集積・集約化の加速に向けた取組の更なる強化について

（令和2年7月27日付け2経営第1177号農林水産省経営局長通知）

#### 2 地域の農地利用を担う担い手の育成・確保

- ③ また、認定新規就農者も担い手の一類型であり、農地バンクにおいて貸付先を決定する際には、世代間バランスの取れた農業構造の確立に向けた地域における農業経営の継承の観点から、認定新規就農者への貸付けについて配慮する。
- ④ 農地バンク、都道府県、市町村、新規就農相談センター、農業大学校、農業委員会等の関係機関において相互に就農希望に関する情報共有を行い、新規就農者の農地確保を支援する取組を推進する。  
一部の地域では、関係機関が支援チームを立ち上げ、地域の合意形成を行った上であらかじめ新規就農者へ優先して貸し付けるための一団の農地を用意する取組が効果を上げていることから、こうした取組（新規就農モデル団地）を積極的に推進する。また、改正農地中間管理事業法により、農地中間管理権を有する農地において実地による研修事業を実施することが可能となったため、積極的に活用するとともに、研修期間満了後に研修者が希望する場合には、当該研修農地の貸付けに配慮する。

## 2 新規就農者の農地の確保（実施計画5（2）a 関係③）

- 令和2年度の取組状況は、次のとおり。
  - ・ すべての農地バンクの事業規程で**新規就農者への農地の貸付けに配慮**する旨規定されており、約半数の農地バンクにおいて、さらに、農地集積を進める「**担い手**」として**認定新規就農者を明確化**するなど規程を改正。
  - ・ **農地バンクと関係機関が連携して認定新規就農者の農地確保を支援**する取組を、**多くの地域**で実施（1,158経営体に貸付け）。
  - ・ 農地バンクが、**あらかじめ認定新規就農者向けの農地を確保**して貸し付ける取組（33経営体に貸付け）や、**中間的に保有する農地を活用**して新規就農者に研修を行い、**研修終了後にそのまま貸し付ける**取組（27経営体に貸付け）等を実施。

### 農地バンクの事業規程の状況

新規就農者への農地の貸付けに配慮する旨規定（令和2年度末）	100% (47/47)
令和2年度に、農地集積を進める「担い手」として認定新規就農者を明確化するなど規程を改正	51% (24/47)

### 農地バンクによる認定新規就農者の農地確保を支援する取組 (令和2年度)

取組内容	取組状況	取組地区数	対象者数
市町村・農業委員会・JA等の関係機関と連携して認定新規就農者に農地を貸し付ける取組	98% (46/47)	452 市町村	1,158 経営体
あらかじめ認定新規就農者向けの農地を確保して貸し付ける取組	15% (7/47)	16 市町村	33 経営体
中間的に保有する農地を活用して新規就農者に研修を行い、研修終了後にそのまま貸し付ける取組	4% (2/47)	10 市町村	27 経営体
中間的に保有する農地について、基盤整備や果樹の改植等を実施して貸し付ける取組	11% (5/47)	15 市町村	26 経営体

資料：経営局農地政策課調べ

### 新規就農の農地確保を支援する事例：熊本県芦北地域<sup>あしきた</sup>

- ・ 農業委員等から提供される農地情報を、**芦北地方農業振興会「新たな担い手確保対策プロジェクト」**（芦北地域振興局・管内市町・農業委員会・JA）で共有。
- ・ **農地バンクを通じてJAが園主から賃借し、研修園地として使用**。研修生が就農する時点で、**農地バンクが当該研修生に農地を再配分**。
- ・ 研修生は、使用した**研修園地をそのまま借りて就農**でき、また、研修中から土づくり等でき**経営の展望を描きやすい**。

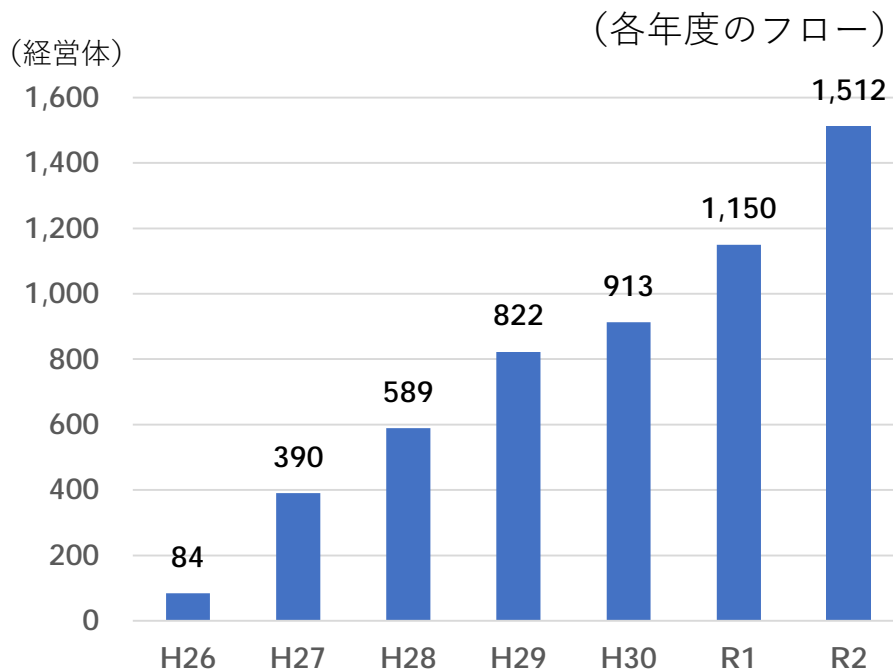
※ 国は、本事例を含む、農地の積極的な斡旋等の新規就農の支援に関する優良事例のノウハウを取りまとめた「**地域の新規就農サポートマニュアル**」を作成・配付。



## 2 新規就農者の農地の確保（実施計画5（2）a 関係④）

- 令和2年度中に農地バンクが農地を貸し付けた認定新規就農者数は、**1,512経営体**。
- 前年度より**3割強増加**しているものの、新規就農者を増やしていく観点からは**十分とは言い難い**状況。**取組が低調**な農地バンクも存在。
- このため、各地域における**優良事例を全国に情報提供**し、しっかりと**横展開**を進めていく。
- また、今後、**人口減少等に対応した人・農地など関連施策の見直し**を行うこととしているが、**新規就農等に係る施策についても検討**していく考え。  
この中において、**新規就農者の農地の確保**について、**すべての都道府県レベル**において**目標を定め**、そのための**取組内容やその成果についても公表**するなど「見える化」。

**農地バンクが農地を貸し付けた認定新規就農者数の推移**



### 3 新規就農者の確保対策及びその成果（実施計画5（2）e 関係①）

- 農業を成長産業化していくためには、農業を職業として選択する**人材を育成し、定着**させていくことが必要。そのため、新しく農業をはじめの方の**参入のハードルを下げるとともに、雇用就農の促進**を図るため、農業次世代人材投資事業及び農の雇用事業を実施。
- **両事業**について、**それぞれ創設前後**における49歳以下の新規就農者数を**比較**したところ、いずれの事業についても、**新規参入者数及び新規雇用就農者数は増加**。  
また、**農業次世代人材投資事業**の支援対象者は、**経営開始6年目**には**一定程度の収入が得られている**とともに、**農の雇用事業**を活用した経営体では**売上額が増加**。

#### 現在の支援事業の内容

##### ○農業次世代人材投資事業

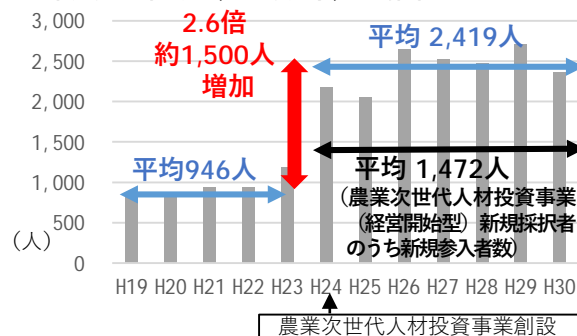
次世代を担う農業者となることを志向する49歳以下の者に対し、就農準備段階（最長2年）や経営開始直後（最長5年）の経営確立を支援  
（年間最大150万円）

##### ○農の雇用事業

農業法人等が働きやすい職場環境を整備しつつ行う49歳以下の新規就業者への実践研修、新たな法人設立に向けた研修や多様な人材の確保等を支援  
（最長2年間、年間最大120万円）

#### 事業成果

<新規参入者数（49歳以下）の推移>



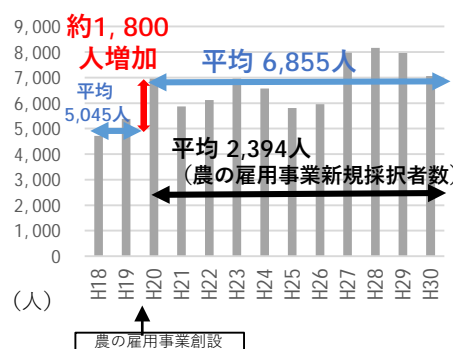
資料：農林水産省「新規就農者調査」

<農業次世代人材投資事業の支援対象者の経営開始6年目の収入>

1 経営体当たり平均884万円

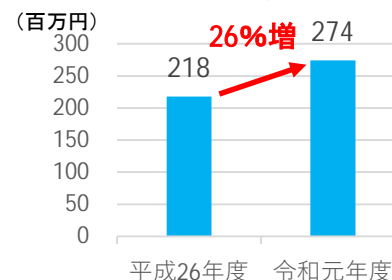
※農業経営体の平均農業粗収益は625.9万円  
（農業経営統計調査 営農類型別経営統計（個別経営）（平成30年））

<新規雇用就農者数（49歳以下）の推移>



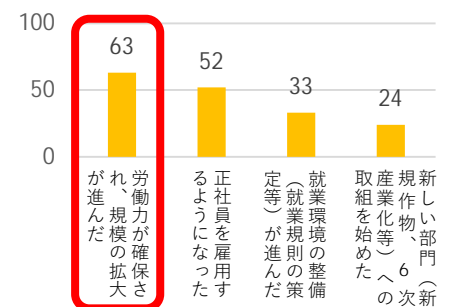
出典：農林水産省「新規就農者調査」

<農の雇用事業活用経営体における売上額の伸び>



注）平成26年度及び令和元年度に農の雇用事業を活用した経営体における売上額の比較  
資料：全国農業会議所調べ

<農の雇用事業の効果（アンケート）>



資料：「平成25年農の雇用技術採択の経営体に対するアンケート（平成30年度）」  
農林水産省経営局就農・女性課調べ

### 3 就農継続状況について（実施計画5（2）e 関係②）

- 人材の確保を図るためには、新規参入者数及び新規雇用就農者数の増加のみならず、**人材を定着させる**ことが重要であり、**事業活用者の就農継続状況**について、令和2年度中に、各事業の**都道府県別の就農継続率（定着率）**を調査・公表。
- 今後、事業を活用した者だけでなく、**より広く新規就農者の継続状況を把握**する観点から、**青年等就農計画について法律に基づく認定を受けた新規就農者**について、**令和3年度から調査**を実施。

#### 事業を活用した者の就農継続状況

農業次世代人材投資事業における支援終了1年後の定着率割合

都道府県	平成30年度定着率	
	準備型	経営開始型
1 北海道	90.2%	92.0%
2 青森県	90.5%	95.2%
3 岩手県	100%	95.4%
4 宮城県	100%	90.5%
5 秋田県	100%	98.4%
6 山形県	86.8%	97.8%
7 福島県	100%	88.1%
8 茨城県	91.7%	100%
9 栃木県	93.2%	100%
10 群馬県	100%	100%
11 埼玉県	89.5%	95.8%
12 千葉県	100%	92.1%
13 東京都	100%	100%
14 神奈川県	100%	87.5%
15 山梨県	100%	98.0%
16 長野県	100%	96.0%
17 静岡県	82.5%	90.2%
18 新潟県	94.3%	98.1%
19 富山県	100%	87.5%
20 石川県	100%	86.4%
21 福井県	100%	100%
22 岐阜県	97.1%	100%
23 愛知県	96.8%	100%
24 三重県	85.0%	92.3%
25 滋賀県	100%	92.3%
26 京都府	100%	97.2%
27 大阪府	100%	100%
28 兵庫県	100%	94.7%
29 奈良県	93.3%	100%
30 和歌山県	90.0%	98.4%
31 鳥取県	100%	100%
32 島根県	100%	100%
33 岡山県	92.3%	94.1%
34 広島県	96.6%	100%
35 山口県	78.1%	91.7%
36 徳島県	100%	98.5%
37 香川県	100%	97.0%
38 愛媛県	100%	100%
39 高知県	100%	93.5%
40 福岡県	90.2%	99.0%
41 佐賀県	92.3%	93.0%
42 長崎県	97.4%	94.7%
43 熊本県	88.6%	85.7%
44 大分県	94.4%	97.5%
45 宮崎県	98.1%	98.6%
46 鹿児島県	82.4%	90.6%
47 沖縄県	93.3%	91.2%
全国	93.5%	94.8%

※ 平成30年度定着率は、平成29年度に事業による支援を終了した就農者のうち、支援終了後1年経過時点で就農している者の割合

農の雇用事業における支援終了後1年後の定着率

都道府県	平成30年度定着率
	1 北海道
2 青森県	63.5%
3 岩手県	69.2%
4 宮城県	67.2%
5 秋田県	81.0%
6 山形県	74.4%
7 福島県	54.1%
8 茨城県	57.9%
9 栃木県	78.6%
10 群馬県	64.4%
11 埼玉県	55.2%
12 千葉県	59.5%
13 東京都	75.0%
14 神奈川県	50.0%
15 山梨県	65.0%
16 長野県	69.0%
17 静岡県	63.5%
18 新潟県	70.1%
19 富山県	54.1%
20 石川県	53.8%
21 福井県	56.5%
22 岐阜県	75.0%
23 愛知県	71.1%
24 三重県	54.4%
25 滋賀県	74.5%
26 京都府	62.5%
27 大阪府	77.3%
28 兵庫県	58.5%
29 奈良県	62.5%
30 和歌山県	50.0%
31 鳥取県	69.2%
32 島根県	75.9%
33 岡山県	66.7%
34 広島県	60.4%
35 山口県	75.0%
36 徳島県	64.9%
37 香川県	63.3%
38 愛媛県	64.1%
39 高知県	71.7%
40 福岡県	69.2%
41 佐賀県	54.8%
42 長崎県	65.7%
43 熊本県	67.2%
44 大分県	73.3%
45 宮崎県	75.4%
46 鹿児島県	72.1%
47 沖縄県	52.9%
全国	66.1%

※ 平成30年度定着率は、平成27年度新規採択者（平成29年度交付終了者）のうち平成30年度未までに就農継続している者の割合

#### 就農継続状況の体系的な把握

- 新規就農者の確保対策を検証するためには、農業次世代人材投資事業及び農の雇用事業を活用した方の就農継続状況や効果だけでなく、新規就農者全体の就農継続状況を体系的に把握することも有効。
- 令和2年度以前は、過去に青年等就農計画の認定を受けて就農した各市町村の新規就農者について、就農継続状況を把握することとしていなかったが、令和3年度から調査を実施。

#### < 青年等就農計画の認定制度 >

- ・ 農業で一定の所得をあげて経営発展していこうとする新規就農者を市町村が認定して支援する仕組み。